

大和市告示第35号

大和市特定健康診査等事業実施要綱を次のように定める。

令和5年2月28日

大和市長 大 木 哲

大和市特定健康診査等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に基づき、市民の生活習慣病の予防及び改善を図ることを目的として、特定健康診査等事業を予算の範囲内で実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(健診の実施方法)

第2条 この要綱による健康診査（以下「健診」という。）は、高齢者医療確保法第20条の規定による特定健康診査（以下「特定健診」という。）並びに健康増進法第19条の2の規定に基づく長寿健康診査（以下「長寿健診」という。）及び基本健康診査（以下「基本健診」という。）により行う。

2 健診は、市が指定する医療機関（以下「協力医療機関」という。）において実施するものとする。

(対象者)

第3条 健診は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を対象として行う。

- (1) 特定健診 大和市国民健康保険の被保険者のうち、40歳以上（当該年度の前年度の末日から当該年度の3月30日までに40歳に達する者を含む。以下同じ。）であり、かつ、特定健診を受ける日において75歳未満であるもの
- (2) 長寿健診 後期高齢者医療制度の被保険者（本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）
- (3) 基本健診 第7条第3項第2号又は第3号に掲げる者等の医療保険未加入者のうち、40歳以上のもの（本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる者のほか、特に必要と認めた者を健診の対象者とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、妊産婦、長期にわたり入院している者等及び大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第4号に掲げる暴力団員等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者は、健診の対象としない。

(健診の内容)

第4条 健診は、次に掲げる内容により実施する。ただし、第6号から第8号までに掲げる検査は、医師が必要と判断した場合のみ行うものとする。

- (1) 問診
- (2) 身体計測
- (3) 血圧測定
- (4) 検尿
- (5) 血液検査（脂質代謝検査、肝機能検査及び血糖検査）
- (6) 血液検査（貧血検査）
- (7) 心電図検査
- (8) 眼底検査

2 健診を受ける者（40歳以上の者であって、健康保険組合等による健康診査を協力医療機関で受診するものを含む。次項において同じ。）は、希望により、追加の血液検査及び胸部X線検査を当該健診と同時に受診することができる。

3 健診を受ける者は、希望により大和市がん検診事業等実施要綱（令和5年大和市告示第 号）別表に規定する前立腺がん検診及び肝炎ウイルス検診を当該健診と同時に受診することができる。

(受診回数)

第5条 健診を受けることができる回数は、対象者1人当たり1年度につき1回とする。

(受診券の交付)

第6条 市は、毎年度、当該年度の対象者（基本健診の対象者を除く。）に別に定める大和市健康診査受診券（以下「受診券」という。）を郵送により、又は窓口において交付する。

2 受診券の有効期限は、市長が別に定める。

(自己負担金)

第7条 受診券を使用して健診を受ける場合の自己負担金は、1回につき1,200円とする。

2 第4条第2項の規定により血液検査を受診する場合は、自己負担金を要しないものとし、同項の規定により胸部X線検査を受診する場合の自己負担金は、1回につき500円（デジタルレントゲン処理をする医療機関で受診する場合にあっては800円）とする。

3 前2項及び次条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、自己負担金を支払うことを要しない。

- (1) 70歳以上の者（当該年度中に70歳に達する者を含む。）
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者
- (4) 当該年度（4月1日から5月31日までの間に健診を受診する者にあつては、前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者で構成される世帯に属する者
- (5) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い本市に避難してきた者であつて、市長が別に定めるもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者  
（受診方法等）

第8条 健診を受けようとする者は、協力医療機関に対し、あらかじめ受診の申込みをするものとする。

2 特定健診及び長寿健診を受けようとする者は、協力医療機関に対し、受診の際に受診券を提出し、及び健康保険の被保険者証等を提示し、自己負担金を支払うものとする。

3 基本健診を受けようとする者は、協力医療機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める証明書を提示するものとする。

- (1) 前条第3項第2号に掲げる者 生活保護受給者票
- (2) 前条第3項第3号に掲げる者 中国残留邦人等支援給付の本人確認証  
（特定保健指導）

第9条 市長は、当該年度に特定健診を受けた者のうち、高齢者医療確保法第24条に規定する特定保健指導（以下単に「特定保健指導」という。）が必要であると認める者に対し、大和市特定保健指導利用券（以下「利用券」という。）を交付する。

2 特定保健指導を受けようとする者は、市長又は協力医療機関に対し事前に申込みを行った上で、特定保健指導を受ける際に利用券を提出するものとする。

3 特定保健指導については、自己負担金を要しないものとする。

（受診費用の精算方法）

第10条 市長と協力医療機関との間における健診及び特定保健指導に係る費用の精算方法は、別に定める。

（譲渡の禁止）

第11条 受診券の交付を受けた者は、これを譲渡してはならない。

（不正利得による返還）

第12条 偽りその他不正な手段により受診券若しくは利用券を取得し、又はこれにより健診若しくは特定保健指導を受けた者があるときは、市長は、その者に対し当該受診券若しくは利用券又は当該健診費用に相当する額からその者が支払った自己負担金の額を差し引いた額若しくは特定保健指導の費用に相当する額の返還を請求することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 受診券の交付その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の前に行うことができる。